

告示

埼玉県告示第七百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によりなされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の収納事務	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階 弁護士法人ブレインハート 法律事務所 代表社員 菅野 晴隆	令和八年九月一日から 令和十一年八月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年九月一日

三 委託をした日

令和八年九月一日